

米子市掲示第23号

公募型プロポーザル方式に係る手続の執行について

公募型プロポーザルを行うので、次のとおり公告する。

令和元年10月15日

米子市長 伊 木 隆 司

1 プロポーザル手続の概要

(1) プロポーザル手続の内容

米子市下水道施設等包括的民間委託導入可能性調査業務に係る企画の提案

(2) 対象となる業務の名称

米子市下水道施設等包括的民間委託導入可能性調査業務

(3) 業務の履行期限

令和2年6月30日

(4) 提案上限額

14,504,600円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

2 参加資格

1の(2)に掲げる業務（以下「委託業務」という。）について行うプロポーザル方式に係る手続（以下「プロポーザル手続」という。）に参加することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 令和元年度米子市建設工事入札参加資格者名簿（建設コンサルタントに限る。）に登録されていること。

(2) 法人格を有すること。

(3) 平成26年4月1日以降に、元請負人として履行した公共事業（法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人が発注するものを含む。）のうち、下水道の処理場及びポンプ場施設について、包括的民間委託の導入の可能性調査又は導入の支援に関する業務を受注した実績があること。

(4) 次のアからウまでに掲げる技術者であって、それぞれ当該アからウまでに掲げる要件に該当するものを、委託業務において配置することができること。

ア 管理技術者

① 技術士（上下水道部門（下水道））の登録を受けていること。

② 平成26年4月1日以降に発注された、下水道の処理場及びポンプ場施設について、包括的民間委託の導入の可能性調査又は導入の支援に関する業務を完了した実績を有すること。

イ 照査技術者

① 技術士（総合技術監理部門（下水道））の登録を受けていること。

② 平成26年4月1日以降に発注された、下水道の処理場及びポンプ場施設について、包括的民間委託の導入の可能性調査又は導入の支援に関する業務を完了した実績を有すること。

ウ 担当技術者

担当技術者を1人以上配置すること。

① 技術士（上下水道部門（下水道））の登録を受けていること。

② 平成26年4月1日以降に発注された、下水道の処理場及びポンプ場施設について、包括的民間委託の導入の可能性調査又は導入の支援に関する業務を完了した実績を有すること。

(5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(6) 米子市が定める指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

- (7) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

3 審査方法

(1) 一次審査（書類審査）

提出された参加申込書について、米子市の職員で構成するプロポーザル選考委員会（(2)において「選考委員会」という。）において審査を行い、ヒアリング実施提案者を選定する。

(2) 二次審査（技術提案書等の評価）

技術提案書等、参考見積書及びヒアリングの内容を選考委員会において審査し、優先交渉権者及び次点者を選定する。

4 手続等

(1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

郵便番号 683-0834 鳥取県米子市内町172番地1

米子市下水道部施設課施設維持担当

電話番号 0859-34-1379

電子メールアドレス shisetsu@city.yonago.lg.jp

(2) 米子市下水道施設等包括的民間委託導入可能性調査業務公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）の交付

実施要領は、令和元年10月15日（火）から同月25日（金）までの間に、米子市ホームページ（<http://www.city.yonago.lg.jp/>）から入手するものとする。ただし、これにより難しい場合は、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間

令和元年10月15日（火）から同月25日（金）までの日（日曜日及び土曜日並びに天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律（平成30年法律第99号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(3) 参加申込書の提出

ア 提出方法

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要領に基づき参加申込書を作成し、これを持参し、又は郵送すること。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期限

令和元年10月25日（金）午後5時（郵送の場合は、この期限までに到着したもの）に限り、受け付ける。）

(4) 技術提案書等の提出

ア 提出方法

一次審査の結果、ヒアリング実施提案者に選定された者は、実施要領に基づき技術提案書等を作成し、これを持参し、又は郵送すること。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期限

令和元年11月15日（金）午後5時（郵送の場合は、この期限までに到着したもの）

に限り、受け付ける。)

5 契約の締結

審査の結果選定された優先交渉権者と、委託業務の仕様の協議、確認等委託業務の処理に係る契約の締結のための交渉を行う。ただし、優先交渉権者との間で当該契約を締結することができない場合には、次点者と当該交渉を行う。

プロポーザル手続は、令和元年度12月補正予算の成立を前提とした準備手続であり、当該予算が成立しなかった場合は、当該契約を締結しない。

6 その他

プロポーザル手続の執行に関し、この公告に記載のないものは、実施要領によるものとする。